

## 茨城県企業局が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設現場を働きやすい環境とする取り組みの一環として、男女ともに快適に使用できるトイレ（以下「快適トイレ」という。）の普及を図るために実施する快適トイレ普及促進工事（以下「快適トイレ促進工事」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 快適トイレ促進工事の対象は、原則として企業局が発注するすべての工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 通常、仮設トイレが設置されずに施工される工事（緊急対応工事等）
- (2) 事業等の性質上、快適トイレの設置に伴う工事費の増が認められない工事（災害復旧工事等）
- (3) その他、発注者が快適トイレ促進工事に適さないと判断する工事

### (仕様)

第3条 本要領でいう「快適トイレ」は、次に示す仕様のうち(1)及び(2)に示す項目をすべて満たす仮設トイレをいう（(3)については推奨する仕様であり、任意とする）。なお、男女ともに現場で働く場合は、男女別で各1台設置するものとする。

#### (1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物が置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

#### (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡・手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

#### (3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法900×900mm以上（寸法であり、面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置場（トイレトーパーパー予備置場等）

#### (実施の流れ)

- 第4条 発注者は、快適トイレ促進工事である旨を特記仕様書に条件明示するものとする。
- 2 受注者は、施工計画書の作成前に、快適トイレの設置について書面により監督員と協議を行うことを基本とする。快適トイレの設置を希望する場合、受注者は、設置を予定する製品の仕様を示す資料（カタログ等）を協議の書面に添付するものとし、監督員は、第3条の仕様を満たすことを様式1により確認するものとする。
- 3 受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合
- (1) 受注者は、快適トイレを設置する旨を施工計画書に記載し、監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、現場で実際に設置された快適トイレを現場又は机上にて様式1により改めて確認するものとする。
- (3) 監督員は、快適トイレの費用を設計変更時に計上するものとする（詳細は第5条による）。
- 4 手配が困難等の理由により受注者が快適トイレの設置を希望しない場合は、本要領によらず施工するものとする。

#### (積算)

- 第5条 快適トイレの費用について、当初設計では計上しないものとする。
- 2 請負契約締結後、受注者が快適トイレの設置を希望し、協議が整った場合、費用を次により計上(設計変更)するものとする。
- (1) 受注者は、第3条第1項(1)及び(2)の仕様を満たす快適トイレを設置するために要した基本料、リース料等の支出動態が分かる資料を監督員に提出するものとする。
- (2) 発注者は、(1)の資料に基づき、実際に要した費用と従来型トイレ(10,000円/基・月)との差額について、51,000円/基・月を上限に共通仮設費(項目は営繕費)に積上げ計上するものとする。
- (3) 変更設計の対象とする設置基数の上限は、男女別で各1基ずつの計2基とする。
- (4) 快適トイレの運搬、設置及び撤去費は共通仮設費(率)に含まれるものとし、(2)にいう差額の対象としない。
- (5) 快適トイレを3基以上設置する場合や(2)の上限額を超過した費用がある場合については、現場環境改善の実施の対象とすることができる(項目は営繕関係とする)。

#### (工事成績評定等)

- 第6条 快適トイレ促進工事を通じて実施された現場環境改善に向けた受注者の取組は、工事成績評定において評価するものとする。
- 2 受発注者間の協議により快適トイレを設置することとしたにも関わらず、正当な理由なく快適トイレを設置しない場合は、契約条件違反として取り扱うものとする。

#### 附則

この要領は、令和元年6月17日以降入札公告等する工事から適用する。

#### 附則

この要領は、令和3年2月15日以降入札公告等する工事から適用する。

○ 特記仕様書記載例

第〇条 快適トイレの設置の試行

- 1 本工事は、「茨城県企業局が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」の対象工事である。
- 2 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、次の①～⑪の仕様を満たす仮設トイレを1基（男女が現場で働く場合は、男女別で各1基）設置するものとする。なお、⑫～⑰の仕様については、満たせばより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。
  - (1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】
    - ① 洋式便器
    - ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
    - ③ 臭い逆流防止機能
    - ④ 容易に開かない施錠機能
    - ⑤ 照明設備
    - ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物が置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）
  - (2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】
    - ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
    - ⑧ 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
    - ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
    - ⑩ 鏡・手洗器
    - ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品
  - (3) 推奨する仕様、付属品【任意】
    - ⑫ 室内寸法900×900mm以上（寸法であり、面積ではない）
    - ⑬ 擬音装置（機能を含む）
    - ⑭ 着替え台
    - ⑮ 臭気対策機能の多重化
    - ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
    - ⑰ 小物置場（トイレトペーパー予備置場等）
- 3 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合、設置を予定する製品が第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、書面により設置について監督員に協議するものとする。
- 4 快適トイレの費用は当初設計に計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更の対象とする。なお、受注者は、設計変更のための資料として、快適トイレの設置に要した費用（初期費、リース料等）に係る実際の支出動態が分かる資料を監督員に提出するものとする。
- 5 快適トイレの設置を通じた現場環境改善に向けた取組については、工事成績評価において評価する。
- 6 その他詳細については、実施要領を参照すること。

○ 受注者から協議を受ける際に想定される協議文（例）

（例 1）

特記仕様書第○条に基づき、次のとおり協議します。

- ・ 本工事において、快適トイレの設置を希望します。
- ・ 男性、女性の労働者が現場に入るため、男女別で1基ずつ設置します。
- ・ 設置を予定する製品のカタログを添付します。

（例 2）

特記仕様書第○条に基づき、次のとおり協議します。

- ・ 仕様を満たす製品の手配ができないため、快適トイレの設置を希望しません。

○ 費用計上の例

- ① 実際に要した費用 70,000 円／基・月
  - 差額 60,000 円／基・月（ >51,000 円／基・月 ）
  - 設計計上額 51,000 円／基・月
- ② 実際に要した費用 40,000 円／基・月
  - 差額 30,000 円／基・月（ <51,000 円／基・月 ）
  - 設計計上額 30,000 円／基・月

○ その他留意点

- ・ ハウス型等、男女別トイレが一体型となっている快適トイレを設置する場合、入口が男女別となっているものに限り、1ハウスで102,000円／基・月を上限に計上可能とする。

（男女別トイレ一体型の場合の費用計上例）

- 実際に要した費用 100,000 円／基・月
    - 差額 90,000 円／基・月（ >102,000 円／基・月 ）
    - 設計計上額 90,000 円／基・月
  - 実際に要した費用 200,000 円／基・月
    - 差額 190,000 円／基・月（ >102,000 円／基・月 ）
    - 設計計上額 102,000 円／基・月
- ・ 快適トイレの設置を希望しないことのみをもって工事成績の減点等の不利益措置は講じないこと。

# 入札情報公開システム

● メニュー表示 ● メニュー非表示



担当者用

発注情報登録

入札・契約情報登録

お知らせ閲覧

発注機関用  
トップメニューへ

## 発注情報（登録データ）登録／修正

説明

保存

工事名	<input checked="" type="checkbox"/>	【快適トイレ普及促進工事】	県単	第 -XX-XXX- -001号	工事	全 力 (最 大1 日)
工事番 号	<input checked="" type="checkbox"/>	-XX-XXX-001				半 力 (最 大1 日)
入札方 式	<input checked="" type="checkbox"/>	一般競争入札				選 定 制
パスワード						半 力 (最 大1 日)
種別	<input checked="" type="checkbox"/>	土木一式工事				選 定 制
工事場 所	<input checked="" type="checkbox"/>					全 力 (最 大1 日)
工事概 要	<input checked="" type="checkbox"/>					全 力 (最 大1 日)
公開年 目	<input checked="" type="checkbox"/>					日 付

入札情報公開システムの工事名欄に、快適トイレ普及促進工事  
である旨を記載する。